

地方公共団体における文化財保護事務の所管に関する これまでの議論の概要

○10月18日中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会(第1回)における主な意見
※事務局による書き起こしであり未定稿。議事録は別途作成の予定。

- 自治体の判断により所管を選択制とすることに賛成。これまでの文化財の保存と活用はリンクしていないのではないかと思われ、保存と活用は車の両輪だが、現在は保存に関することを主に教育委員会が、活用に関することを主に首長部局が担っており、車の一輪しかないということにならによろ法令上の明確化が必要。
- 選択制とすることに賛成。首長部局が所管する際には、専門性・技術的判断の確保方策として地方文化財保護審議会の設置や専門的知見を持った職員を配置することが、政治的中立性や継続性・安定性の確保方策として地方文化財保護審議会や条例に基づく委員会・審査会等の第三者機関による確認を行うことが考えられる。また学校教育・社会教育との連携として教育委員会との人事交流や日常的な連携体制の構築等が考えられる。
- 所管の判断は自治体の自主性に任せて欲しい。その上での留意点として、開発等への対応として、地方文化財保護審議会を法的根拠をもって充実したり外部有識者の意見等を尊重する制度を確立することが考えられる。また学校教育との連携について、連携がしやすいよう指導主事の配置やコーディネーター役を果たせる人材の確保が考えられる。また所管を変える場合、寄贈・寄託されている関係者等に事前に理解を得ることや、広く市民に周知することが必要ではないか。
- 開発との関係について、自治体の専門職員はほとんどが埋蔵文化財の担当ではないかと思われ、また開発行為との調整の歴史も長く開発関係者にもある程度の理解が得られており、埋蔵文化財の場合はそれほど心配はないのではないか。一方、他の文化財類型については専門的な人材も少なく、保存をしっかりできる体制がとれるよう留意すべき。
- 保存するためにこそ活用が重要。文化財が多くある地域であっても、それらが住民に身近でなく価値がよく分からなければ守っていくこともできない。文化財を公開し活用することは価値を理解する第一歩だと思うので、保存と活用を別々にではなく一体的に考えるべきではないか。
- 学校教育との連携について、例えばふるさと学習の際に文化財担当職員を講師として派遣する場合、現在は教育委員会職員への派遣命令だが、首長部局が所管すれば依頼して学校へ来てもらうことになるので、そのような連携をスムーズにできる方法を考えていく必要があるのではないか。

○文化審議会文化財分科会企画調査会第10回・11回における主な意見

(地方文化財保護審議会の必置を条件として移管を認めることについて)

- 地方文化財保護審議会がどれだけの権限を持つのかについて地方によってばらつきがある。条件として審議会をただ置くだけで4つの要請に対応可能か。地方文化財保護審議会の機能の強化も必要ではないか。
- 地方文化財保護審議会の委員の任命権者や任期が重要ではないか。任命権者については、首長が選任することとなる場合は、いかに4つの要請を担保していくか検討が必要になる。任期については、首長任期が4年であることなどを踏まえて、審議会委員の任期は6年にしたり、3年任期にして半数ずつ任命時期をずらしたりすると、継続性も担保されるのではないか。
- 審議会が、諮問に応じて調査審議するだけでなく「建議する」という権限も活用し、積極的に、時には地方公共団体と対立することもあり得るといふ、強い発言力を持つ制度改正になると良いのではないか。
- 文化財行政の状況について審議会に随時報告する義務はないため、建議のみではその実効性に疑問がある。地方公共団体における文化財に関する取組の現状や将来的な方向性について審議会に適切に情報が入ることが必要であり、審議会に報告する義務もしくは審議会の審査義務など実効性を担保する必要がある。

(それぞれの文化財の視点からの留意事項や懸念など)

- 埋蔵文化財の視点から、新しい遺跡が見つかった場合に、開発のために破壊されることなく文化資源としての活用も含めて保存・活用できるよう、教育委員会と開発担当とが緊張関係の下で判断しているが、移管すると、そのようなバランスが取れなくなるのではないかと懸念がある。
- 博物館として文化財に関わる視点からは、総合的に持つ様々な社会的役割があることを踏まえ、一つの部局ではなくて、学校教育との連携を考えていくうえでは教育委員会にも関与し、地域活性化というところであれば首長部局において積極的に事業展開する部分とうまく連携していく、といったことが大事ではないかと考える。
- 文化財建造物の視点から、文化財の保存と町並みの開発を同じ一つの部局で取り組むことが重要ではないか(その双方を教育委員会が担当するということがあって良いのではないか)。